

○三芳町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

平成24年3月30日

告示第56号

（目的）

第1条 この要綱は、住宅用太陽光発電システム、定置用リチウムイオン蓄電池、家庭用燃料電池及びV2H（以下「発電システム等」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において町がその費用の一部を補助することにより、新エネルギー導入の促進及び温室効果ガスの排出量の削減を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、三芳町補助金の交付に関する規則（昭和52年三芳町規則第9号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において「発電システム」とは、住宅において太陽光を利用して発電を行うシステムで、次に掲げる要件をすべて備えたものをいう。

- （1） 財団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているものであって、最大出力が1キロワット以上の住宅用太陽光発電システムであること。
- （2） 電力会社の低圧配電線と逆潮流のある系統連結（発電システムによる発電量のうち、住宅における使用量を超える余剰電力が生じた場合に、これを商用電力に送電できるように当該発電システムを商用電力と連結させていることをいう。）をしていること。
- （3） 電力会社と電灯契約（電灯又は小型機器を使用する需要に関する契約をいう。）を締結していること。
- （4） 第4条第2項の補助対象期間（以下「補助対象期間」という。）に設置したものであること。ただし、発電システムが設置された建売住宅の場合にあっては、補助対象期間に購入したものであること。
- （5） 未使用品であること。
- （6） 住宅の屋根等への設置に適しているものであること。

2 この要綱において「定置用リチウムイオン蓄電池」とは、繰り返し電気を蓄えるもので、次に掲げる要件を全て備えたものとする。

(1) 太陽光発電等により発電した電力又は夜間電力などを利用して繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時など必要に応じて電気を活用することができるものであること。

(2) 設備を構成する蓄電池の蓄電容量の合計が、1キロワットアワー以上であること。

(3) 補助対象期間に購入及び設置をしたものであること。

(4) 未使用品であること。

3 この要綱において「家庭用燃料電池」とは、都市ガスやLPガス等から水素を作り、空気中の酸素と化学反応により発電を行う設備で、次に掲げる要件をすべて備えたものをいう。

(1) 一般社団法人燃料電池普及促進協会に登録されている機器であること。

(2) 補助対象期間に購入及び設置をしたものであること。

(3) 未使用品であること。

4 この要綱において「V2H」とは、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車と住宅間での充給電ができる設備で、次に掲げる要件をすべて備えたものをいう。

(1) 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金の補助対象機器として登録されているエコカー充給電設備であること。

(2) 第1項の発電システム（当該システムについては、新設・既設を問わない。）を設置した住宅と接続していること。

(3) 補助対象期間に購入及び設置をしたものであること。

(4) 未使用品であること。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて備えているものとする。

- (1) 町内の住宅（併用住宅（専ら人の居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とを一つの建物の中に併せ持つ住宅（住宅部分の面積が総床面積の2分の1以上のものに限る。）を含む。以下同じ。）に電力を住宅に供給する目的で発電システム等を設置した者又は発電システム等を設置した町内の建売住宅を購入した者であること。
- (2) 前号の住宅に自ら居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者であること。
- (3) 発電システム等を設置する建築物及び建築物の敷地等に建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等の違反がないこと。
- (4) 町税等を滞納していないこと。
- (5) 過去において同一又は同種の住宅用太陽光発電システム等に係る補助金の交付を受けたものがない者（その者と同一世帯に属する者を含む。）であること。

（補助金の額及び補助対象期間）

第4条 交付する補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 5万円
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電池 5万円
- (3) 家庭用燃料電池 5万円
- (4) V2H 5万円

2 補助対象期間は、毎年3月1日から翌年の2月末日までとする。

（補助金の交付申請等）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三芳町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 設置に係る経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は住宅売買契約書の写し

- (2) 住宅用太陽光発電システムの最大出力が確認できる書類の写し。ただし、前号に掲げる書類の写しで確認できる場合は省くことができる。
- (3) 設置場所を示した地図（縮尺1,500分の1程度）
- (4) 設置工事着工前の現況写真（すでに発電システムが設置された建売住宅の場合は除く。）
- (5) 発電システム等の設置に要した経費に係る領収書及び内訳書の写し
- (6) 発電システム等の保証書の写し
- (7) 発電システム等の設置完成写真
- (8) 電力会社との系統連結に伴う電力受給契約書の写し（発電システムの場合に限る。）
- (9) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書の提出期限は、当該年度の3月15日とする。ただし、町長が必要と認める場合は、提出期限を変更することができる。

（受付及び交付決定）

第6条 町長は、申請書の受付を先着順に行うものとする。

2 町長は、受け付けた申請書に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えるときは、申請書の受付を停止することができる。

3 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、三芳町住宅用太陽光発電システム等設置費交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者の当該交付の可否を通知するものとする。

4 町長は、交付決定を行うときに条件を付することができる。

（補助金の請求）

第7条 前条に規定する通知を受けた申請者（以下「補助対象者」という。）は、三芳町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付請求書（様式第3号。以下「請求書」という。）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(協力)

第10条 町長は、補助対象者に対して、必要に応じて発電システム等に関する資料の提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成31年告示第71号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第89号）

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和5年告示第201号）

この告示は、公布の日から施行し、令和5年4月1日以降に設置される発電システム等に係る補助金について適用する。

附 則（令和6年告示第296号）

この告示は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日以降に設置される発電システム等に係る補助金について適用する。